

京都精神保健福祉士協会

きょうと通信

NO. 46



2006年 8月

事務局：医療法人高木神経科医院デイケアおいけ内
〒604-0845 京都市中京区烏丸御池上ル都ビル2階
TEL 075(222)0452 FAX 075(222)1052
e-mail kyo-psw@mbox.kyoto-inet.or.jp

9月例会のご案内

日 時 2006年9月2日(土) 14:00～17:00
会 場 京都府職員福利厚生センター
テーマ スキルアップ研修「自分自身の面接技術を見直そう！」
講 師 西邑 章 氏 (京都府南丹保健所 精神保健福祉相談員)

9月例会は、スキルアップ研修を企画してみました。精神保健福祉士として、大切にしたいケースワーク、面接の技術を学んでみませんか。もしくは自分自身の面接技術を見直す機会にはいかがでしょうか。みなさんのご参加をお待ちしております。

10月例会のご案内(9月30日開催です！)

日 時 2006年9月30日(土) 14:00～17:00
会 場 京都市子育て支援総合センター こどもみらい館
テーマ 精神保健福祉士の立場からみた医療観察法 ～指定入院医療機関から～
講 師 三澤 孝夫 氏
(国立精神・神経センター武蔵病院 医療社会事業専門員／精神保健福祉士)
*10月例会は都合により、9月30日の開催となります。また、参加を会員に限定したクローズドの会となりますので、お気をつけください。詳細については、次号の「きょうと通信」でご案内いたします。(企画運営 医療観察法学習チーム)

臨時総会のご案内

日 時 2006年9月30日(土) (10月例会終了後18:00頃からの予定)
会 場 京都市子育て支援総合センター こどもみらい館
内 容 協会規約等の改訂、倫理委員会の設置等について
* 詳細については、次号の「きょうと通信」でご案内いたします。

5月記念講演会報告

日 時 : 2006年5月20日(土) 13:00~15:30
会 場 : 京都市職員厚生会 職員会館「かもがわ」
テーマ : 障害者自立支援法の今、PSWの基本姿勢は・・・
講 師 : 寺谷 隆子氏(日本社会事業大学社会福祉学部 客員教授／
社会福祉法人 JHC 板橋会理事長)
参加者 : 103名

5月記念講演会は、寺谷隆子先生にご講演頂きました。障害者自立支援法施行直後で、不安を抱いている時期であっただけに、先生のお話を聞かせて頂き、励みになると同時に、PSWの基本姿勢を再確認させて頂くよい機会となりました。先生が導入部分で「いかなる法律にも光と影が存在する。法律の影の部分においては、実践の中で光をあてていけるよう、政策立案する人に提案して行きたい。」とお話しされました。障害者自立支援法には、当事者を中心におき、3障害を統合した上で、自立支援を行う、共生社会を目指すという理念があります。普遍的な地域福祉の実現のために、PSWは何をすべきなのかを考えさせられました。講演の内容を全てお伝えするのは難しく、心に残った個所を以下に要約致します。

<障害者自立支援法の理念：普遍的な地域福祉の実現>

障害者自立支援法の理念基盤は障害者基本法(2004年6月)にある。障害の有無、年齢に関わらず、誰もが自分らしく安心して生きられる法律にしたい。3障害統一はユニバーサルを感じる。板橋区地域保健福祉の理念は自立支援法と障害者基本法を基盤にしている。

障害者自立支援法の主旨は、普遍的な地域福祉の実現を求めて、誰もが同僚住民として参加・協働して共生社会を実現する支援である。グランドデザインの中にも、改革ビジョンの枠組みとして国民の理解の深化、精神医療の改革、地域生活支援の強化として描かれている。また基本視点として、市町村中心の一元的体制、地域福祉の実現、保護から自立支援へ、自己実現という理念が盛り込まれている。

ソーシャルワーカーの視点：ソーシャルインクルージョンの視点が重要。社会を福祉化する、マイノリティを排除しない、地域福祉の実現を求める。

<地域生活支援の理念>

先生自身の基本理念：①当事者から学ぶ、②生活を共にする。この理念が生かされる地域生活支援が大切である。当事者と共に経験し、共に行動し、実践して理解する力が大切である。スローガンやデスクワークのみでは不十分であり、共に活動する、「参加・協働型」地域生活支援が大切である。

精神保健福祉改革の動向は、精神医療の機能分化、地域生活支援体制という流れにある。重点施策として、地域生活支援があげられる。地域を基盤にした福祉実践、地域福祉型福祉サービスとは、同僚住民の生活や人生の道程で直面した課題に挑戦する姿を称え、願いと夢を理解して、安心して自分らしく暮らせるまちづくりのパートナーになることである。

<目標概念と手段概念>

目標：自立と社会参加の地域生活支援、自助、公助、互助の参加・協働型ネットワーク

手段：誰もが自分の事のように受けとめ取り組む。互いに支援しあう。精神の疾患を経験した人の経験を支援に生かすことが大切。利用者の願い、夢を知り、共に歩み、利用者から学

び、環境を動かす。人生の旅路を敬って聞くのは当然の事である。なぜなら人生は一回きりの経験の蓄積である。「傾聴」の重要性がここにある。

生活は社会とつながる生態系である。ここで大切になるソーシャルワーカーの視点

基本的考え：生活や人生の回復の道程を共に歩む。(ユーザーオリエンティド)

方向性：誰でも地域で暮らす。(グランドデザイン)

関係性：同僚、住民同士として直面する課題に挑戦できる。

パートナーシップ：だれもが支えあう責任を分かち持つ地域の構成員

パートナーシップの本質：①目的…利用者の願いと夢の成就②相互交流…人生の経験を学ぶ③友好的…温かさ、気遣い、尊敬、楽しさ④信頼…最善を尽くし分かち合う⑤エンパワメント…安心して自由に選び行動する機会を得て自信を持つ

支えあう相互支援の意義：①愛他心育成②自己受容③自己効力感④自己肯定感⑤社会統合感

<相互支援の方法とシステム>

相互支援の手法としてピアカウンセリング、相互支援のシステムとしてクラブハウスがある。JHC 板橋の活動はユニバーサルへの道である。支えあい共に生きるまちを目指し、相互交流と他者への貢献、可能性、参加、パートナーシップを理念に活動している。

(文責：通信担当 玉井 早霧)

☆ 出席者より 感想

西山高原工作所 松井 玲子さん

寺谷先生の話を聞きながら、障害者自立支援法の理念的基盤だれでもが安心して暮らせる社会の実現に、障害の有無に関わらず、誰もがお互いに協力して支えあうことや、当事者・住民・事業者がパートナーシップを築き参加を促していくことの大切さを改めて感じました。同時に、自分の頭で分かっているようで、日々、目の前の関わりだけでいっぱいになり地域・参加ということに目を向けられていなかったのではないかと気づかされたような気がします。また、利用者の視点に立つこと、その方が送ってこられた経験を大切にしながらの支援を大切にすることなど、自分の普段の関わりでは忘れていないかどうか？と確認し考える時間にもなりました。

まだまだ、日々自分に余裕のないまま過ごしている状態…広い視野を持てるようになりたいと思いつつ、これからも利用者との関わりから色々教わりながら、一緒に歩いていきたいなあと考えています。

6月例会報告

日	時	:	2006年6月3日(土)	14:00~17:00
会	場	:	京都府職員福利厚生センター第1研修室	
テ	ー	マ	:	障害者自立支援法で精神障害者の生活はどう変わるのか
シン	ポ	ジ	ス	ト
		:	上村啓子 氏(通所授産施設 京都市朱雀工房)	
		:	川崎光生 氏(地域生活支援センター アンサンブル)	
		:	橋本史人 氏(小規模作業所 YOUYOU館)	
座	長	:	鈴木淳子 氏(高木神経科医院デイケアおいけ)	
司	会	:	斉藤 徹 氏(つばき医院)	
参	加	者	:	41人 (会員36人 非会員5人)

6月の例会はシンポジウム形式で実施しました。今年4月以降の障害者自立支援法の施行に伴う福祉サービス現場の混乱と行方を、福祉サービスを提供する立場にある3名の方から報告してもらうことにより、まず法律がもたらす影響について認識した上で、当事者の生活がどのように変わるのか考えてゆくことがねらいでした。

施設からの報告は新しい法律の下、質のよいサービス内容で施設の運営を継続していくことの困難さを施設の立場から訴えるものでした。またすでに法の適用がスタートしているグループホームやホームヘルプサービスについてもフロアからの情報提供がありました。

その後の意見交換はとても活発に行われ、健全な施設運営を考えようとする施設利用者との対立を招いてしまう、あるいは「当事者の生活」が置き去りにされかねない、まさに危機的な状況であることが突きつけられたのではないのでしょうか。例会終了後のアンケートには、施設からの報告やその他のさまざまな意見交換を踏まえて、ソーシャルワーカーとして何をなすべきかということや、法律の矛盾点について改めて認識されたとの声もありました。私たちがまず問題を共有し、それぞれの現場が連携しながら地域に発信し、施策に対する働きかけを怠らず、当事者の思いに応えていくことの重みを改めて自覚する機会になったと思います。

当協会では当事者の暮らしを支える立場での施策に対する働きかけを行ってきました。最近では、京都ユーザーネットワーク・京都精神保健福祉施設協議会・京都府精神障害者家族連合会とともに4団体で、施設利用者に対するアンケート調査結果をもとに行政との懇談会を実施しました。今回の例会を終えて、改めて当事者の暮らしを支える立場での働きかけの必要性を認識し、今後も継続してすすめていく予定です。

1. 川崎さんから

当センターは、従来の生活支援や相談、地域交流といった業務に加え、6月から障害程度区分認定の調査や審査の業務などが始まる。これからも当事者に継続して利用してもらえるような工夫が必要である。また、10月以降の市町村事業委託に向けて現在協議中である。現状は、不透明で危機感を持っている。とにかく利用者にご迷惑をかけないようにと考えている。

2. 橋本さんから

従来よりも、利用日数の下限が厳しいものとなった。作業所をなるべく毎日利用することが奨励されているが、実際にどれだけの人にそのニーズがあるだろうか。利用回数とともに、利用するサービスの質も尊重されるべき。よいサービスを多く展開することが利用者の増加につながるのではないかと考えている。医療機関とも学習の機会を持つようにしたい。

3. 上村さんから

授産施設の利用実績払い「日払い方式」では、減収は免れない。グループホームも常時定員確保しなければならない。法では就労支援に重点が置かれているが、当事者へのアンケートからは「今のままで受け入れてもらえる場所がほしい」との声もある。法は施行されたが、実際の運用上わかりづらい箇所も多く、方向性が決定できない。

4. フロアから（要約）

- ・参加された当事者より「福祉サービスを利用する前提となる障害区分認定の認定審査委員がどのように決められているのか」という不安の混じった問いかけや「病気を抱えながら仕事をしていくことの大変さ」について実体験を踏まえた報告。「そのような当事者

の立場にたって支援をしてほしい」という声。

- ・障害者の所得となる障害年金の等級判定が軽度化してきている実態と、病気を抱えながら働くことそのものの困難さとその上で得られる工賃収入の意味、生きていくための糧であるこれらの少ない所得からの出費となる応益負担導入がいかに矛盾しているか。「就労の場」で利用料が発生することをどう伝えたらよいのかわからない。
- ・障害区分認定調査では精神障害の特性が反映されず、判定が軽くでる傾向にある。調査員はそのことを念頭におき、ていねいに調査を進める必要がある。調査ツールは今後も検討し、開発していく必要があるだろう。
- ・4月以降各医療機関での応益負担となる自立支援医療の影響を知りたい。
- ・医療機関のソーシャルワーカーとして、職場内の他職種に対して法の施行と当事者の生活への影響をどう伝え共有することができるのか。
- ・72000床の削減を地域生活移行支援施設への転換にすりかえることへの疑問。
- ・グランドデザインの時点からずっと取り上げられている「ピア」の活用について、一方で人員配置が薄く規定されていることから「すり替え」の思惑があるのではないか。

(文責：6月例会運営チーム・通信担当 小野 紀代子)

☆ 出席者より 感想

きょうと WAKUWAKU 座 羽鳥 恵一さん

「障害者自立支援法」はこの4月に施行されたばかり。今後徐々に福祉サービスが新体系に移行されていく予定とのことですが、詳細についてはまだまだ不透明な部分が多く、自分の中で不安と戸惑いばかりが大きくなっているように思います。そんな中で今回の例会に参加させていただき、医療・福祉の枠を超えて精神保健福祉士としてこの法律に対して何ができるのか、専門職としてそれぞれが認識を共有していかなければならないことを実感しました。

また作業所の立場でも、今のサービスの質を低下させないために、専門職として研鑽を積み、利用者のニーズに合わせてよりよいサービスを提供できるよう、「力」をつけることが求められているように思いました。つつい不安の中で悲観的に考えてしまいましたが、利用者の生活に焦点を当てて、本当の意味での自立支援とは何なのかを前向きに考えていく必要があると、気持ちを新たにさせられました。

長岡病院 医療福祉相談室 松田 真生子さん

今回は、自立支援法が実際に動き出していることを実感できる例会でした。各事業所の立場から、より具体的な意見や課題を聴けたように思います。厳しい現実を目の前にしながらも、前向きに取り組もうとする意見が多くあり、印象的でした。率直な意見のやり取りから、いままで気づかなかった視点で自立支援法を捉えることができたと思います。当事者の方から“ユーザーの立場に立って仕事をして欲しい”というメッセージがありました。普段法律に振り回されがちな私たちへの警鐘であり、この職種へ期待を込めた激励のメッセージでもあると思います。たとえ法律が変わっても、私たちが忘れてはならないことは変わりません。そのことにはっとする瞬間でした。“利用者のニーズに添える力をつける”という言葉も心に強く残っています。毎日の業務で忘れてはならないことを再確認できる例会でした。これからも日々前向きに頑張ろうと思います。ありがとうございました。

京都精神保健福祉士協会 2006 年度第 1 回役員会報告

日 時：2006 年 7 月 8 日（土）13：30～18：00

会 場：事務局（高木神経科医院デイケアおいけ）

参加者：中瀬・吉村・家原・川崎・菅生・月川・物・山田智子・西村

欠席者：杉原・荊木・斉藤・姫野・山田優子

議 長：物 書 記：山田智子 報告書作成：物・西村

1. 2006 年度総会及び記念講演会について

- ・ 講演会：103 名参加、精神保健福祉士の姿勢というテーマで内容はよかったという声が多かった。自立支援法との関係では理念と現実との乖離にどう立ち向かうのかというところをもう少し聴きたかった。質問の時間がもう少しほしかった。
- ・ 会場が狭かったこともあり、受付が混乱し後方の席では気になり落ちつかなかった。もっと広い会場を確保するために早い時期から企画することが必要。
- ・ 初めての総会運営委員による運営であったが、見直すべき点が多々ありマニュアルが必要、作成する予定（組織部）
- ・ 総会終了後の役員での振り返りは、行うことに決めて全役員に周知すること。
- ・ 総会では役員は全員が前に出ること。
- ・ 総会後早い時期に役員会を開くべき。（→予定を早めに立ててゆくことに）
- ・ 懇親会については、総会とは別企画でも年に一度は行うよう検討する。

2. 役員と部体制、役員会について

- ・ 三役会の定例化：役員会のない月に開催。協会（事務局）に持ち込まれるものの中から検討が必要なことを整理し対応等の方向性、振り分けを行う
- ・ 中島弁護士（倫理委員就任依頼にうかがった際）からの指摘を受け、規約の中に「役員会について」の規定を設けることにする。（構成、召集、議決権、成立要件、総会との権限分配など）
- ・ 役員は部を担当し、組織体制が円滑に機能するように務める。運営の意識をもって行う。部の動き方を把握し（場合によってはマニュアル作成）メンバーに伝える。報告連絡のシステムを整える。各部毎の予定が一覧できる組織全体の表を作成中（事務局）である。

3. 規約等の整備について

- ① 規約 中島弁護士より役員会についての条項がないことなどいくつかの指摘あり→改訂
- ② 総会運営規定 総会時の意見を含めて改訂
- ③ 倫理委員会 倫理委員に就任を依頼した 5 名（中島俊則弁護士・中川るみ社会福祉士・村社孝子・佐藤純・橋本史人）の方から内諾・6 月 16 日吉村と西村が中島弁護士への挨拶および相談（規定についていくつかの指摘あり→改訂）にうかがう。今年度より組織し、処分規定や審議方法など内規的なものの整備する予定→臨時総会を開催し会員に諮る。外部委員への報酬について検討。年間謝礼を 1 万円＋実費（交通費やその他コピー代など）なら予算化可能か。
- ④ 臨時総会の開催 10 月例会（9 月 30 日）終了後に開催。8 月に規約等案作成し、役員会（8 月 26 日）で確認後議案書作成、9 月半ば発送か。

4. 各部・委員会より

- ① 事務局
 - ・ 入会審査：田村真梨(カメラア)・柏木直子(アスロード)・佐々木彩乃(洛南病院) の

3名承認→259名

- ・メール配信利用会員 199名 郵送申込 13名 未登録 44名→通信次号で再度登録の依頼をする。それ以降は手続き完了まで通信郵送を停止することとする（7月7日現在 会員 256名）
- ・後援依頼：京都ダルクより9月2日3周年記念→承認

② 組織運営部

- ・規約改訂をはじめとした課題にとりくんでいく。
- ・部長副部長を明確にする

③ 通信情報部

- ・部長副部長の役割の再確認
- ・46号、47号の発行日の確認
- ・通信の掲載内容、見やすい（活字の並べ方、フォント・ページの割り振りなど）、おもしろい（たとえばクイズと当選者プレゼントなど企画）通信を目指して検討中。ボリュームの大きいときには2部構成も検討。さらに、読者の反応を知りたいという作り手の要望があり、これについても検討していく。
- ・ホームページについて：誰に向けて、何のためにどんな内容を掲載するのか、更新の問題など課題が多く、改めて役員会で検討できるように準備しているところ。委員増員を予定している。

④ 研修研究部

1) 例会

- ・7月まで終了。9月は新人向けスキルアップ研修 10月は医療観察法学習チーム担当 11月は退院促進支援事業について 12月以降未定。テーマについては、例会時のアンケートの回答も参考に検討していく。
- ・8月5日に委員会を開催し、例会運営マニュアルを使用して例会運営の仕方について確認する予定。

2) 新人研修

- ・内容について改めて確認し役員として共有すべき（PSWの価値・視点・歴史の中で捉えること、技術や知識はその上にある）→時間をかけて検討するべきか。
- ・現在の研修委員は経験年数の浅い者もあり、価値などの部分を伝えるということについては具体的にどうするべきか検討することが困難な実状。検討の進め方を考えなければならない。担当副会長は積極的にかかわってほしい。
- ・日本協会の研修体系との兼ね合いや他県の実施内容なども参考にしながら検討していく。

3) 権利擁護

- ・担当者欠席

4) 実習

- ・担当者欠席

5) 倫理について考える委員会

- ・3～4週間ごとに委員会を開催し、冊子に掲載する模擬事例を検討している。

6) 医療観察法学習チーム

- ・現在、上田、佐藤、野本、花房、物の5人メンバー。それぞれの考えや情報をチームで確認、共有しながら、目標（会員一人一人がこの法について考える）に向けて、チームとして何ができるのか探りながら取り組んでいる。7月29日にオープンな学習会、9月30日に例会を企画している。

7) 障害者自立支援法学習会

- ・6月14日、当協会も含む4団体と京都市の懇談会開催（内容については役員と学習会メンバーには送信済み。メール配信会員へも配信予定。）今後も継続して懇談会及び交渉の予定。

5. 第6回精神保健福祉士全国統一模擬試験について

- ・収入を得るために開催 100名定員で15万の収入 条件（定員、会場費）に見合う会場が少なく、現在、11月3日 和牛登録会館(烏丸御池) ¥70000を確保した。が、もっと安い会場があれば情報提供を（11月3日4日5日ならOK）7月末までに決定のこと。
- ・当日の模試の運営、監督者は無報酬とする。

6. 対外関係

- ・京都精神保健福祉協会評議委員会（5月17日）→中瀬出席
- ・京都くらしの安心・安全ネットワーク参画 設立総会欠席
- ・京都市精神医療審査会（偶数月の第3木曜午後 4月20日、6月15日）→中瀬出席
- ・京都精神保健福祉施設協議会総会出席（6月17日）→中瀬出席
- ・京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構 総会（6月26日）→杉原出席
- ・京都市精神障害者退院促進支援事業平成18年度第1回運営委員会（6月27日）→中瀬出席
- ・京都市社協研修委員会→巖出席
- ・京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議（7月7日）→杉原出席
- ・医療観察法関連 「京都府運営連絡協議会」への参画の打診が保護観察所よりあり、組織の代表をということで、中瀬会長担当とする。
- ・京家連主催の講演会への協力について 下記参照

今後の役員会予定 8月26日（土）18：30～ 臨時総会準備

9月16日（土）13：30～ 定期役員会 いずれも事務局にて

京家連主催の講演会への協力について

別途案内のとおり『はばたけココロ 医療・医薬・生活について考える～当事者が求める支援とは』というテーマで8月26日講演会およびシンポジウムが開催されることになりました。この企画については製薬会社のヤンセンファーマーがスポンサーとなっており、京都ユーザーネットワーク・京都精神保健福祉施設協議会・当協会は協賛という形で参加しております。

この件について、一会員より「製薬会社の営業行為に協力することは専門職能団体としての倫理にかかわる問題だと言える。ここまで企画が進んでいるので実施そのものは止むを得ないが、役員会として決定した経緯の確認と、会員が考える機会をもうけてほしい」との意見がありました。これを受けて役員会としての決定の経緯も含めて報告をさせていただきます。

4月末「ヤンセンがスポンサーとなり薬剤に関する研修会を開催予定」とのことで、京家連より、京都ユーザーネットワークや京都精神保健福祉施設協議会とともに「共催」の呼びかけがありました。テーマは「仮・薬剤と自立」として「障害者の生活を支えるひとつとしての薬剤」というものでした。「共催」について役員にメールで諮ったところ14名中6名が賛同、2名より製薬会社の出資に疑問との声があり、検討を続ける中で5月半ば頃、突然京家連より「別の団体と共催することにしたので協力ということでお願いしたい」と変更の連絡がありました。そこで、当協会として他団体との協同活動を行ってきておりその経過の中

で協力をしていくべきであろう、製薬会社も最近はその利益を社会に還元する意味で、情報誌や精神疾患に関するパンフレット製作、研修会の開催やその他当事者の社会参加への援助などの社会的貢献を行っているといったことを考慮し、「協力」ということならよいだろうと判断し決定しました。今回の企画は製薬会社の営業活動の一環であることは否めませんが、このような状況を踏まえたうえで「協力」という当協会のスタンスを明確にしておくことを前提としています。

意見にある「会員が考える機会」については、例えば「倫理について考える委員会」が担当する例会においての模擬事例として検討する機会を設けるなど、今後検討していくこととしました。

役員会

掲示板

◆平成 18 年度精神保健福祉講座「回復と自立の展望を探る～あたりまえの生活を願って～」

日 時 2006 年 8 月 26 日（土） 14：15～17：00
場 所 リーガロイヤルホテル京都 2 階「桜の間」
講 演 「はばたけココロ」～医療・医薬・生活支援を考える～
講 師 堀川公平氏(医療法人コミュニテ風と虹のぞえ総合心療病院 院長・理事長)
シンポジウム 「当事者が求める支援とは」
コーディネーター 加藤博史氏（龍谷大学短期大学部教授）
参加料 会員無料・一般 500 円
申込み 参加申込書を 8 月 24 日までに下記へ FAX 又は郵送
京都精神保健福祉推進家族会連合会 tel:075-464-3378 fax:075-464-3381
京都精神保健福祉協会 tel/fax:075-645-6266
主 催 京都精神保健福祉推進家族会連合会・京都精神保健福祉協会

◆京都 D A R C 3rd フォーラムのお知らせ

日 時 2006 年 9 月 2 日（土） 13：20～17：00（受付 13：00～）
場 所 ひと・まち交流館京都
講 演 日本ダルク代表 近藤恒夫氏
薬物依存症者（アディクト）の体験談 薬物依存症者家族の体験談
問合せ 京都 D A R C tel:075-645-7105 予約不要、参加料 1000 円（学生 500 円）
主 催 特定非営利活動法人 京都 D A R C

◆地域福祉権利擁護事業 生活支援員募集のお知らせ

平成 18 年度第 1 回生活支援員養成研修開催要項

開催日 2006 年 9 月 13 日（木） 10：00～12：30
2006 年 9 月 14 日（金） 10：30～16：10
場 所 ひと・まち交流館京都 3 階 第 4・5 会議室
申込み 9 月 1 日までに tel:075-354-8734 fax:075-354-8737 へ
問合せ 京都市社会福祉協議会 あんしん生活支援センター 担当：矢部・谷内

事務局からのお知らせ

● 精神保健福祉士全国統一模擬試験開催のご案内

開催日 2006 年 11 月 4 日（土）

会 場 京都商工会議所 （京都市中京区烏丸通夷川下る）

詳細が決定しましたら、ご案内いたします。

● 対外関係

役員会報告をご参照ください。

● 会員動向

入会者（10 名）

中川 由紀子さん（社会福祉法人京都博愛会 京都博愛会病院 デイケア美登呂）

西村 伸 さん（佛教大学大学院 社会福祉学科）

西 まろかさん（財団法人長岡記念財団 長岡病院）

栗森 雄児 さん（同 地域生活支援センター アンサンブル）

柏木 直子 さん（同 生活訓練施設 アスロード）

田村 真梨 さん（同 通所授産施設 カメリア）

佐々木 彩乃さん（京都府立洛南病院）

桜井 敦子 さん（社会福祉法人ミッションからしだね
地域生活支援センター からしだねセンター）

西川 芳子 さん（京都府山城南保健所）

井ノ内 明夫さん（京都西陣公共職業安定所）

退会者（1 名）

古閑 瞳 さん（医療法人稲門会 岩倉病院）

所属等の変更については、会員名簿をご覧ください。

会員数 2006 年 8 月 5 日現在 261 名

● 会員名簿について

2006 年度会員名簿をお送りします。ご確認いただき、記載に誤りがある場合はお手間ですが事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。また、お届けの内容に変更が生じた場合は、必ず変更の届（名簿内に添付）を事務局にご提出いただくようお願いいたします。

編集後記

梅雨明けの鳥取砂丘へ行きました。青空と砂と海だけの世界に圧倒され、日常を忘れるひと時でした。みなさんはどんな夏をすごしますか？
くれぐれもお体には気をつけてくださいね。（小野）